

国籍選択制度の見直しを求める請願

文書 2009-3 請願団体 IST請願の会

請願趣旨

現行の国籍法では、一方の親が外国籍者によるか、外国で出生したことによる生来的な複数国籍者、並びに外国籍者との婚姻等に際して自動的に複数国籍者になった者に対して、22歳になるまでか、成人後複数国籍者となった場合は2年以内に日本国籍か外国籍かどちらか一方を選択する国籍選択制度が課されています。

法務省は平成19年の国会質疑で、この国籍選択制度の対象者となる複数国籍者が推定約50万人に達していると答弁しています。この数は年々増加の傾向にあり、今後年間に3万人から4万人の規模で増加していくとみられています。

一方、平成19年に約1万人が国籍選択制度の期限を迎えました。ところが、実際に国籍選択をした者は過去の推計により全体の1割程度と見られ、大多数は法務大臣の催告の対象となりました。この対象者は毎年1万人規模で増加しています。今後は毎年2万から4万人規模で増加していくことが確実となっています。

法務省は、この国籍選択制度の期限を迎えても国籍選択をしない者に対して、法務大臣の催告を行う事は、日本国籍喪失という重大な結果を招く事から、今まで一度も成されたことがないと国会で答弁しています。今後も、国籍選択の周知に努め、対象者の自主的な国籍選択を促したいとの事です。

しかし、年間数万人規模で法務大臣の催告対象者が増えている現状で、それを行わない事は国籍選択制度の形骸化を生みます。現在の周知による施策では、正直に国籍選択制度に応じ、日本国籍を離脱するか、一方の外国籍を離脱した者が、まるで損をする様な不平等が生じ、正直者がばかを見る様な状態になっています。

また、実際には複数国籍者と判断される者に送られる周知も確実に行われておらず、多くの複数国籍者が法務省から何の通知も受けていないことが知られています。これらの現状は、国籍法の形骸化を生み、遵法の精神に悪影響を与え、あまつさえ政府がそれを導いている事であり、法治国家にとって望ましからざる状態です。

従って早急に法の形骸化や不平等を伴わず、確実に国籍選択制度を運用する施策を明確にして下さい。一方の選択肢として、日本弁護士連合会の国籍選択制度に関する意見書(平成20年)の考慮を望みます。意見書では、これらの対象者が国籍選択義務の適用がないように国籍選択制度の見直しを求めています。人権擁護という観点からすれば、この意見書に沿った見直しが望まれます。よって、以下の請願を致します

請願項目

一刻も早い国籍選択制度の見直し。

-
- * 署名できる方の資格 1. 日本国籍のある方、2. 日本に滞在している外国籍の方(日本国外からの署名は日本国籍のある方のみ)
 - * 署名後の送付 直筆の署名のみ有効ですので、コピーを送らないで下さい。FAX 送信も不可です。
 - * 取り纏め先 **Noriyuki Takagawa**
Büschiackerstrasse 20
3098 Schliern b. Köniz, Switzerland
 - * 提出期限 2009年3月31日必着。複数の方が署名できる用紙ですが、一名のみでも是非お願い致します。
 - # この請願書は、日本国政府及び国会に提出される以外に利用されることはありません。
 - # これは、日本国憲法第16条及び請願法に定める請願です。この請願をしたために、いかなる差別待遇も受けることはありません。
 - # 署名できる方の資格は、当会の設けたものではなく、請願法に定められた資格です。御了承下さい。
 - # 署名は住所、氏名ともローマ字表記も可です。ローマ字表記の場合は、筆記体ではなくゴシック体でお願いします。しかし、氏名は出来るだけ日本語表記でお願いします。

[署名用紙]

国籍選択制度の見直しを求める、請願書【文書2009-3 (IST請願の会)】に賛同し、署名いたします。

(住所、氏名をローマ字表記される場合はゴシック体でお願いします。筆記体は不可です。氏名はなるべく日本語表記でお願いします。自筆の記名に押印の必要はありません。自筆以外の記名には本人の押印をお願い致します。)

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印

住所 _____ 氏名 _____ 印